

第8回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成24年2月9日

上富良野町農業委員会

第8回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成24年2月9日(木) 午前10時00分から午前10時40分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川 長見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	一色 悟	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員 なし

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)

日程第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)

7 農業委員会事務局職員・説明員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主任	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

8 会議の概要

開会（午前10時00分） （着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より第8回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
7番 井村 昭次 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。
ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第8回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名は、会議規則第13条第2項により議長において、1番 長谷川 裕見 君、 2番 三好 利和 君を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。
事務局より、報告第1号を説明いたさせます。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権並びに使用貸借権の解約申し出のあった貸主〇〇〇〇、借主 〇〇〇〇 ほか4件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議 長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長

日程第3 報告第2号を議題といたしますが、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定及び同法第5条に基づき青地職務代理を議長とし、議事を進めます。

青地代理

日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により
〇〇番 〇〇委員の退席を求めます

(〇〇委員退席)

事務局より、報告第2号を説明いたします。 「事務局」

事務局

報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権並びに使用貸借権の解約申し出のあった貸主 〇〇〇〇、借主 〇〇〇 について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

青地代理

報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」

青地代理

発言がなければ、報告第2号を終わります。

〇〇番 〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

議 長 日程第4 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第1号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○ ほか4件について審議を求める。平成24年2月9日提出
上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。

議 長 議案第1号1番について、提案に関する補足説明をお願いします。
3番 白井 委員。

白井委員 3番 白井です。議案第1号1番について、補足説明をいたします。
出し手の○○○○さんと受け手の○○○○さんは、親子です。昭和56年2月に経営移譲を行い使用貸借を結んでいましたが、平成24年2月27日で期間満了となるため、再契約を結ぶものです。
農地は、○○ダムから○○に向かう道路沿いと○○ダムの北側の高台、自宅周辺の○○地区に所在しています。耕作は、小麦、小豆、ビート、馬鈴薯などの作物と草地です。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号1番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

議案第1号2番について、提案に関する補足説明をお願いします。
10番 石橋 委員。

石橋委員

10番 石橋です。 議案第1号2番について、補足説明をいたします。
両者の関係ですが、出し手の〇〇〇さんと受け手の〇〇〇〇さんは、親子
です。平成3年に経営移譲を行い使用貸借を結んでいましたが、平成24
年で期間満了となるため、再契約を結ぶものです。 所在地は、中富良野
町との境で自宅周辺にあります。主に、玉ねぎ、メロン、小麦などを作付
します。慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号2番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号2番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました

議 長 議案第1号3番について、提案に関する補足説明をお願いします。
1番 長谷川 委員。

長谷川委員 1番 長谷川です。 議案第1号3番について、補足説明をいたします。
両者の関係ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子関係です。昨年、
〇〇さんに経営移譲を行いました。〇〇〇〇〇〇と賃貸借していた3筆
が期間満了となり、使用貸借を結ぶものです。平成22年秋、〇〇〇〇〇
〇で作付した秋小麦があることから、1作の賃貸借をしていた農地です。
所在地ですが、西〇〇線道路と北〇〇号〇〇道路に隣接する高台にありま
す。作付の予定は、小麦など畑作物を作付する予定です。
慎重審議、よろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより、議案第1号3番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号3番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号4番、5番について、提案に関する補足説明をお願いします。
12番 青地 委員。

青地委員 12番 青地です。 議案第1号4番、5番について、補足説明をいたします。
4番は、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子です。 平成3年に経営移譲を行い、使用貸借を結んでいます。期間満了となるため再契約を結ぶものです。所在地は、自宅周辺の農地で家の周りを囲んでいる農地です。作付の予定は、水稻、スイートコーン、小麦、野菜はキャベツ、メロンなどを作っています。
5番、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの父・〇〇〇〇さんが、斡旋により貸借借をしていた農地です。経営移譲により、後継者の〇〇〇〇さんが引き継いで、借りるものです。所在地は、東〇線北〇〇号の〇〇道路沿いの中の〇〇〇さんの近くになります。作付は、小麦、ビートなどを作る予定です。慎重審議よろしくお願ひいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより、議案第1号4番、5番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号4番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、議案第1号5番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第5 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により
○番 ○○○○ 委員の退席を求めます。

(○○委員退席)

事務局より、議案第2号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局

議案第2号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○ について審議を求める。平成24年2月9日提出
上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。
以下、内容を朗読いたします。

議 長

議案第2号について、提案に関する補足説明をお願いします。

9番 岡和田 委員。

岡和田委員

9番 岡和田です。議案第2号について、補足説明をいたします。
出し手の○○○○さんは、経営移譲年金の給付を受けることになっていましたが、会社に勤めていた後継者の退職の都合により、第3者に賃貸借をすることになり、近隣農家の○○さんと賃貸借をして、経営移譲年金の給付を受けるものです。農地は、自宅周辺と○○○地区に散在しています。
小麦、小豆、ビート、馬鈴薯などを作付する予定です。
慎重審議、よろしくお願いいたします。

議 長

これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第2号の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第2号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○番 ○○委員の退席を解きます。

(○○委員着席)

議 長 日程第6 議案第3号を議題といたしますが、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定及び同法第5条に基づき青地職務代理を議長とし、議事を進めます。

青地代理 日程第6 議案第3号「農法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により
〇〇番 〇〇委員の退席を求めます

(〇〇委員退席)

青地代理 事務局より、議案第3号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった転用計画者 〇〇〇について審議を求める。
平成24年2月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
農業振興地域内の農用地ですが、農業用施設建設のため用途変更をする農地です。審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。
以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

青地代理 議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。
7番 井村昭次 委員。

井村昭次委員 7番 井村です。
申請の農地は、町道2路線と宅地に3方向を囲まれた農地です。
所在地につきましては、〇〇〇〇〇の町よりで、北〇〇号道路と北〇〇号道路が交差するところにあります。転用の計画は、農業機械の大型化と作業機械の増加により、格納庫、作業スペースが必要となったことから、既存宅地に隣接する申請地に建設することになりました。
慎重審議、よろしく願いいたします。

青地代理 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

青地代理 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第3号を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

青地代理 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
〇〇番 〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第8回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午前10時40分

上記第8回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成24年2月9日

上富良野町農業委員会 中 瀬 実 (印)

上富良野町農業委員 長谷川 裕 見 (印)

上富良野町農業委員 三 好 利 和 (印)